

令和元年度調停委員協議会議事要旨

第1 挨拶及び説明要旨

【事務総長挨拶】中村慎事務総長

調停制度は、法的観点を踏まえた上で、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった利用者の幅広いニーズに適う最善の解決策を導き出すことができる身近な紛争解決手段として国民から高い信頼を得ているが、近時は、当事者の対立が先鋭化したり、紛争の実情がなかなか把握できず合理的な解決案の内容を見いだすことが難しい困難な事件が増えている傾向にあると伺っている。そのような中で、調停が国民にとって魅力的な紛争解決手段として十分に活用されるよう機能強化の取組が継続して続けられているところであり、本日の協議会も、民事調停、家事調停のそれぞれの分野において、事前評議、調停期日での事情聴取、そこから得た情報を基にした評議における事実の認定と合理的な解決案の策定という調停運営のプロセスをより充実させていくために何をしていくかということを御協議いただきたいと考えている。

各々の分野の事件動向については、後ほど民事局及び家庭局の方から詳しく説明があるが、民事調停の分野では、事件数が減少傾向にある中で、調停委員の力量を向上させるために行われているオン・ザ・ジョブ・トレーニング、これを補完する各種研修を効果的なものとし、各庁の実情に応じて有効に活用していくことによって、先に述べた調停のプロセスにおける個々の調停委員の技能の向上を図っていくことが重要と考え、その点についてフォーカスを当てた御議論をしていただきたいと考えている。一方、家事調停の分野では、当事者の対立が先鋭化する傾向にあり、また、紛争の実情を把握しにくい、面会交流事件をはじめとする子の監護に関する事件を念頭に、早期に紛争の実情に応じた進行方針を定め、適切に当事者への働き掛けの方向性を見定めるためには、調停運営のプロセスの中の当事者からの事情聴取が重要と考え、関係職種と連携して、その一層の充実を図っていく方策について御議論をしていただきたいと考えている。

全国の民事及び家事の調停委員を主導する立場におられる方が一堂に会し、調停手続や調停運営の在り方等について協議されることは、大変意義のあることと思われる。限られた時間ではあるが、協議員の皆様方の豊富な経験や深い識見に基づく有益な御意見を頂き、活発で充実した協議となることを期待している。

【民事局長説明要旨】門田友昌民事局長

平成30年の全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、3万4019件となっている。全国の民事調停事件の新受件数は、平成15年に、特定調停事件の新受件数の急増傾向がピークを過ぎたことなどが影響して、減少傾向に転じた。その後、特定調停事件が一時的に増加した時期があるものの、特定調停事件を除いた一般調停事件等は、平成24年以降、緩やかな減少傾向が続いている。

次に、事件処理の状況については平成30年の既済事件総数のうち、調停成立が約33パーセント、調停に代わる決定が約24パーセントとなっており、多くの事件において実質的な解決が図られていることがうかがわれる。これは調停委員の皆様の御尽力の賜である。

民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、手続費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有する手続である。もっとも、利用者のニーズは、昨今の社会情勢等も反映して、ますます多様化、高度化するなどしており、こうした幅広いニーズに応え、利用者の満足を得るために調停運営を実現していくためには、これまで行われてきた評議の充実に向けた取組を継続するとともに、調停委員会を構成し、個別の事件を担当する個々の調停委員の技能向上が必要不可欠である。調停委員の技能向上のための方策としては、実際の事件の処理を通じて経験豊かな調停委員と共に調停を行うなどのオン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下「OJT」という。）が大きな柱となることは言うまでもないが、近時の事件動向により十分なOJTの機会を確保することが困難な場合もあり、実効性のある各種研修の在り方について検討することも重要である。調停委員の皆様におかれても、充実した評議に基づく調停運営を実現するために、より効果的なOJTの活用の在り方や、各庁での調停委員の技能向上のための各種研修を更に充実したものとするための方策について検討していただき、利用者の満足を得ることができる調停運営の実現に、今後とも御協力を頂くようお願いしたい。

本日の協議会においては、各庁において、指導的な役割を果たしている調停委員の方々にお集まりいただいている。皆様方には、積極的な意見交換を行っていただきたい。そして、本日の成果を各庁の調停委員の皆様へ還元し、民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため、引き続き、御協力いただきたい。

【家庭局長説明要旨】手嶋あさみ家庭局長

平成30年における家事調停事件の新受総件数は、平成29年と比べてわずかに減少したもので、依然として約13万6000件という高い水準を維持している。特に、本日の協議問題にもなっている面会交流事件の新受件数は、平成30年も平成29年に引き続き1万3000件強と、10年前と比較して2倍以上の件数になっている。

平成30年の家事調停事件の終局結果については、既済総数は約13万4000件、そのうち52%が調停成立で終了している。調停成立率については、当事者の対立が先鋭化し、複雑困難な事件が増加する中、この10年間、50%を上回る水準を維持しており、これは、ひとえに調停委員の皆様を始めとする関係各位の御尽力の賜物と考えている。

審理期間についてみると、平成30年の平均審理期間は6か月となっており、平成29年と比較すると0.2か月程度、ここ5年で1か月程度伸びている。当事者の対立が激しいなど、解決までに時間を見る事件の増加が影響しているところもあると思われるが、

より充実した調停運営の実現のため、現状の調停運営の在り方に常に問題意識を持ち、さらなる改善を目指していく必要がある。

家事調停の運営については、手続の透明性の確保や当事者の主体的な紛争解決意欲の向上といった家事事件手続法の趣旨に則った調停手続の運営が定着しつつあるところだが、家事調停制度に対する社会の要請や国民からの期待により一層応えていくためには、今後も、当事者の納得・信頼を得られる調停運営を実現することができるよう、引き続き努力していくことが重要である。

例えば、適切な紛争解決のためには、当事者からの事情聴取によって紛争の実情を的確に把握し、調停委員会として共通認識を持って進行方針等を決定することが重要であり、効果的な事情聴取の在り方について問題意識をもって取り組むことにより、より充実した調停運営が実現できるものと考えている。

本日は、こうした観点から、当事者からの事情聴取によって紛争の実情を的確に把握することの重要性を再確認するとともに、事情聴取の在り方や、その実施にあたり調停委員の皆様に果たしていただくべき役割について、各庁における実情を御紹介いただきながら、課題やこれを克服するための工夫等を協議していただく予定である。協議問題として、当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、さらに、子の意向や心情、各人を取り巻く状況といった変動的な要素も考慮する必要があり、事情聴取が困難な事案が多いと考えられる面会交流事件が題材として取り上げられている。本日の協議に当たっては、調停運営において重要な役割を担う調停委員の皆様方ならではの御意見を、積極的に述べていただることを期待している。

第2 協議問題及び協議結果要旨

1 民事調停関係

(協議問題)

充実した調停運営を実現するためには、一人一人の調停委員が、自己研さんはもとより、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）や各種研修等を通じて、自らの技能の向上を図ることが重要である。そこで、各庁における調停委員のOJT、各種研修等の実情や工夫例を伺い、それを踏まえて、より効果的なOJTの在り方や現行の各種研修等の問題点、改善策について協議したい。

(出題理由)

- (1) 民事調停事件は、年々、複雑化、多様化しており、調停運営も利用者の広範なニーズに的確に対応することが求められている。このような期待に応え、調停運営の充実を図るには、調停主任や調停委員が、互いに協力して、紛争解決機能の強化や評議の充実等の取組を継続することが必要であるが、それとともに、それぞれの調停委員が自らの技能を向上させることも大切である。その方策の中心となるのが担当事件によるOJTであり、これを補完するのが各種研修である。

しかしながら、民事調停事件の新受事件数が減少傾向にあるため、調停委員の経験や技能向上につながるOJTの機会自体も減少しているのが実情である。とりわけ、小規模な簡裁ではその傾向が顕著である。一方では、職場における退職年齢の高齢化により、在任期間が短い一般調停委員が増えており、早期に技能向上を図る必要性も生じている。これらの事情を考慮すると、調停委員のOJTや各種研修における問題点を明らかにし、その改善策を検討することが必要であると思われる。

- (2) OJTについてみると、大阪簡裁では、新任調停委員は、①新件の指定を受ける際、相調停委員として経験豊富な委員が指定され、②事前・事後評議の際、調停主任から基本的な事項の指導を受け、③続行期日の事後評議後、必要に応じて個別に指導を受けるなどしている。しかし、事件数の減少に伴い、調停委員の間では、OJTによるスキルアップの機会が少ないとの声が聞かれる。そこで、各庁のOJTの実情や工夫例等を伺い、より効果的なOJTの在り方について協議したい。
- (3) 大阪地裁では、研修として、最高裁の委嘱研修のほかに、新任調停委員に対し、辞令交付式終了直後に自府研修が実施されている。そこでは、調停のビデオ視聴、調停運営の講義、地裁・簡裁の裁判官が参加する座談会が行われ、早い時期に調停手続に慣れるよう工夫がされている。ほかにも、調停協会等により、自主研修が主に講義形式で年9回実施されている。しかし、事件の複雑化、多様化やOJTの機会減少という状況を考慮すると、これらの研修については、その相互関係など研修全体も視野に入れた上で、見直すべき点もあると思われる。そこで、検討の前提として、各庁における研修計画や研修体系等の実情を伺いたい。
- (4) 上記の各研修は、いずれも調停委員の技能向上に役立っているが、そのうち知識付与型（講義型）の研修は、調停運営が動的、双方向的な性質を持つことから、実践的な技能の向上には直結しないという難点がある。一方、模擬調停は、より効果的であるが、準備・実施等の負担が大きい。また、自主研修に固有の問題としては、参加者が恒常化している点と、弁護士、公認会計士等の専門家調停委員の参加が少ない点がある。そこで、各庁の各種研修の実情や工夫例等を伺った上で、現行の各種研修制度の課題や改善策について協議したい。
- (5) なお、調停委員のOJTや各種研修に関して、各庁では、調停委員としてどのような希望があり、それにどのように対応しているか等についても実情や御意見を伺いたい。

【出題理由の補足（要旨）】

大阪地裁

調停委員の技能向上はOJTが基本だが、その機会が少なくなっている中で、いかにスキルアップを図るかが課題であると認識している。例えば、調停委員同士や調停主任との具体的な連携の仕方、事情聴取の進め方、説得の技法などについては、OJTの機会が少

ないと、その技能を磨くことは難しい。そこで、OJTの効果的な活用方法やこれを補完する研修について、各庁の実情や工夫例を伺った上で意見交換を行って、今後の調停委員の技能向上に役立てたいと思い、出題した。当庁の研修について補足すると、最高裁委嘱の研修における座談会のテーマや、共同研究の協議問題は、事前に参加者から提出された調停手続の疑問点や調停運営に関する質問などを題材として、その都度作成されている。また、共同研究の討議では、少人数での班別討議、発表の後、全体討議を行うという参加型のものとなっている。座談会や共同研究には、調停委員も講師として参加し経験を語るなど、実務に活用できる話をしている。調停協会主催の研修でも法律知識の付与だけでなく、調停運営上の留意点など実践的な講義、講演が行われている。そして、新任調停委員座談会では、先輩調停委員が参加して、調停の実務について意見交換が行われている。

【協議員の意見（要旨）】

【民事局第二課長】

調停委員の技能向上のための方策としては、OJTとそれを補完するための各種研修があり、各種研修制度は、裁判所が開催している「最高裁委嘱の研修」及び「各庁の自主研修」に加えて「調停協会主催の研修」に分類されるが、研修制度の核となる「最高裁委嘱の研修」について御説明する。最高裁が委嘱する調停委員の研修については、全国各庁において、次のとおり、調停委員の経験に応じた、調停の進め方等に関する講義や事例検討等を内容とする研修が体系的に行われている。まず、①新任民事調停委員研修会は、新たに任命された民事調停委員に対する導入研修に位置付けられ、裁判所職員としての意識付けを行うとともに、今後、調停運営に携わるための基本的知識の付与を目的とするものである。次に、②新任民事調停委員ケース研究会は、任命後、ある程度の実務経験（1件ないし数件の経験）を積んだ新任調停委員に対するフォローアップ研修として位置付け、基本的な事例を基に在るべき調停運営モデルを体験することによって、基本的な調停の運営方法の習得を目的とするものである。そして、③民事調停委員研究会は、任命後、数年程度の実務経験を積んだ民事調停委員に対する研修体系の中核として位置付け、調停運営の改善に直接的に資するような応用的な事例を基に、法的観点を踏まえつつ、柔軟で落ち着きの良い解決案を策定するといった在るべき調停運営の各手続段階における民事調停委員の役割を確認し、それに応じた調停活動の実践が可能となるような応用的な実務知識の付与を目的とするものである。さらに、④民事調停委員ケース研究会は、民事調停委員に対する研修体系の中核として位置付け、調停運営の改善に直接的に資するような応用的な事例を基に、法的観点を踏まえつつ、柔軟で落ち着きの良い解決案を策定するといった在るべき調停運営モデルを体験することによって、より高度な調停の運営方法の習得を目的とするものである。最後に⑤簡易裁判所民事実務研究会は、各庁において指導的、中心的役割を果たしている民事調停委員を対象に、簡易裁判所の紛争解決機能の強化のため、民事調停事件の運営の在り方について検討する研究会として位置付け、

簡易裁判所の民事調停事件における手続運営に関する課題の確認と対応策に関する検討を通じ、民事調停委員の問題意識を高め、研究会における多角的な検討の成果を基に、府として運営改善の取組に着手し、又は取組を促進することを目的とするものである。

以上が、「最高裁委嘱の研修」の概要になる。そのほか、各府で企画、実施する自主研修や、調停協会の主催する研修会があり、これら各種研修制度が、相互に、より効果的なものとして、OJTを補完し、調停委員の技能向上に資するようにしていきたいと考えている。本日は、OJTについて議論をした上で、各府の自主研修につき御紹介いただき、自府での参考にしていただきたい。

そこで、まずは、各府におけるOJTの実情や、工夫例を御紹介を頂きつつ、その問題点や改善点について協議いただきたい。

さいたま地裁

OJTに対する意識的な取組は、裁判所側にも調停協会側にもないと思うが、相調停委員として新任とベテランを組ませること、ケース研究会の席で先輩調停委員が新任あるいは後進の調停委員に教えること、専門家調停委員が一般調停委員と組む際に、専門的な知識や会話の技法などを教えたり、それをまた研修会で紹介したりするなどの取組をしている。

新潟地裁

特段OJTについて調停協会の中で議論していることはない。相調停委員として新任とベテランを組ませるといったことは、さいたまと同じである。

大津地裁

さいたま、新潟と同じく、OJTを意識した取組はないが、一つの工夫としては、新任調停委員と、先輩及び協会役員との懇談会を必ず4月、10月の任命期に行っている。懇談会には、新任調停委員の1期前の調停委員にも参加してもらい、任命からの半年間の経験を、新任調停委員に伝えてもらうという取組を、ここ5年行っており、その中で、細かい事務手続や困った場合の対応方法など、ざっくばらんに話せる機会をもっている。

【民事局第二課長】

OJTとして、新任とベテランを組み合わせている場合、調停主任から、調停委員の育成の観点からの具体的な指示を受けたことがあれば、御紹介いただきたい。

奈良地裁

新任調停委員にとっては、研修よりも、実際の調停で学ぶことが多い。数年前までは、新任調停委員が、2人の調停委員に加わっての3人調停をしていた。私も、先輩調停委員

が調停をするのを見ながら、発言をし、実際に調停の場で、それまで裁判所の研修で受けたものとは全然違う良い勉強ができた。ところが、数年前、3人調停はしないということになったが、一番良いのは、3人調停を新任調停委員の頃にすることだと思う。

【民事局第二課長】

民事調停委員の指定は、受調停裁判所の判断事項であり、民事調停法によれば、民事調停委員は調停事件を処理するために必要な事務を行うこととされていることを踏まえて、裁判所においては、3人目の調停委員の指定することが当該調停事件を処理するために必要か否かを判断するものと考えている。

広島地裁

広島では、指定を受けていたかどうかはわからないが、昔は3人目の調停委員をオブザーバーとして参加させていた。調停前に、当事者には、研さんのために入ることの了解を取った上でである。オブザーバーとして入ったことが一番役に立ったという話をする調停委員もいる。

【民事局第二課長】

3人とも正式な調停委員として指定し、調停を行う場合については先ほど申し上げたとおりである。一方、オブザーバーとして入るということは、民事調停法の問題ではなく、運用の問題になり、ボランティアで来ていただくような形になる。

広島地裁

実情、民事調停の件数は非常に減っており、特に小さい裁判所では、ベテランと組ませて2人で調停を行うことがなかなかできない。そのような場合には、オブザーバーとして調停に入るというのが一番良いOJTになるという気もする。運用で可能ということとして理解した。

東京地裁

東京では、新任調停委員の調停見学を、基本的には1回だけだがやっている。1回だけでも、新任の調停委員にとっては非常に勉強になる。報酬は出ないが、旅費は出ると聞いている。

釧路地裁

3人調停は、昔は報酬も出していたし、OJTということでいえば、一番効果的だと思う。先ほど、民事調停法の関係で3人調停は難しいという説明があったが、オブザーバーとして無報酬での参加は可能かどうかはっきりさせていただきたい。

【民事局長】

調停委員手当を支払うことができるのは、事件処理のために3人の調停委員が必要である事件に限られる。2人の調停委員で行っているところに、新任調停委員がオブザーバーとして参加することはできるが、その新任調停委員に対しては手当を支払う根拠がないことから、支払うことはできないということになる。

岐阜家裁

岐阜では、調停見学を希望する者のみ見学を実施しており、新任調停委員が絶対参加しなければならないとはなっていない。個人的には、見学として1回入ってどんな様子か見るというのよりも、事件が終わるまで全部見るという形の方がよいと思う。

函館地裁

OJTの話をするのであれば、裁判所から、調停に入る前に、新任調停委員なのでその点を配慮して調停を進めてくださいという一言がほしい。民事の事件は最近難しい事件が多く、進めるのが精一杯で、新任調停委員に配慮するところまで気が回らない。

千葉家裁

調停委員は、昔は民間企業を退職すると10年ほど期間があったが、今は5~6年という非常に短い期間で育成していかなければならない。OJTにより実地で見聞きをしてもらう必要性は、以前より非常に大きくなってしまっており、従前の教育カリキュラムを見直さなければならぬのではないか。千葉では、一般的の民事調停委員の数が少なくなってしまっており、なかなか人が集まらないので、研修の際は、交通費の実費を出している。3人調停でも、交通費の実費だけでも新任調停委員に支払い、研修の位置付けであることをはっきりさせるというものもあるのではないか。

【民事局第二課長】

次に、各庁の自主研修の実情について伺いたい。

福岡地裁

自庁研修は、福岡でも多く行っている。調停協会独自の研修も、2、3年の任命期ごとに1つのグループをつくる、10個ほどの勉強会がある。取組自体は非常に良いものだが、ただ研修をするだけになっているのではと反省している。

福岡では、裁判官が全件調停期日に立ち会っており、OJTの最たるものと考えている。5年前までは全件立会ということではなく、数年の間にOJTの強化を図って、段々位置付けが変わってきたと思われる。OJTを裁判官や先輩調停委員が意識して行っているので、

民事調停事件が減っている現状では非常に効果があると思う。

高知地裁

高知は、100人ほどしか調停委員がいないが、一生懸命研修をしている。最近は、簡裁判事による民法改正の講義や、私が担当して、具体的な事例を調停の中でどのように反映させるのかという研修を企画して行った。講義形式ではなかなか定着しないので、具体的な事例を挙げながら、模擬的なことをすることが必要と思う。負担は重いが、身につくようなものを、小さい庁だからこそできることをしたいと思っている。研修の効果をOJTに活かす取組について書記官と意見交換したところ、調停委員の評議における経過メモや受け答えを見ながら、その成長を確認し、次の調停の組合せに反映させているということだったので、小さい庁であることを活かした取組ができると思う。研修の参加者は20人前後が多いが、参加者が固定しているのが課題である。高知は東西に広く、無償での参加を呼びかけるのは非常に難しいので、四国の大會等ある程度大きな大会で集まるときに、実質的に行えばよいと考えている。

【民事局第二課長】

研修参加者の固定化に関して、参加者を増やすための工夫例があれば御紹介いただきたい。

仙台地裁

裁判所の自主研修か調停協会主催の研修か峻別がつかないが、仙台では民事の研修委員会が、年に11回ほど毎月、自主研修を開催している。それについては必ず翌年に向けて、現在の参加者からアンケートを取り、それに基づいて裁判所との話し合いをして翌年のスケジュールを考えている。裁判所からは、会場の確保や講演会の講師の派遣等、様々なアドバイス等をいただいている。内容的には講演会と事例検討に大きく分かれるが、こちらから事例を出して、それについて裁判官等に講師をお願いすることも多い。今年は、地裁の裁判官に労働問題、いじめ問題について話していただいた。事例検討や事例研究についてはグループ討議をしながら、事例から見える問題点について、事例研究の場合は調停官に講師をしていただいたり、事例検討の場合は、調停委員自らが事例や調停の経過について説明し、グループ討議、発表をするという形をとっている。毎月開催することが大切であり、参加者は毎月30人から40人、仙台だけではなく管内から集まる。あらかじめ1年間の予定をお知らせするので、参加者が多いのではないかと思っている。この取組が10年近く続いているのは、裁判所の協力が得られていること、参加者が熱心ということがあると思うが、民事調停事件が少なくなり、民事調停委員が少なくなって、セミナーの維持も段々難しくなっていくのではないかと危惧している。

【民事局第二課長】

各庁の自主研修と調停協会主催の研修との峻別が難しいということだが、調停協会主催の研修も含めて、実情や工夫例を御紹介いただきたい。

札幌地裁

札幌で行う調停協会主催の研修について、地方の調停委員はなかなか参加しづらいので、DVDにして配ることを検討している。将来的には、ウェブサイトで閲覧できるようにしたいと考えている。

新潟地裁

新潟では、調査官と書記官に入つてもらい、主に新任調停委員を対象とした調停技法研究会という研究会を、旅費を支払った上で、年に3、4回行っている。また、調停協会の有志でいろんな話をしようという「聴こう、語ろう会」という自主的な座談会のようなものをやっており、長く続いていると聞いている。

宮崎家裁

宮崎では、新任民事調停委員研修会をやる気のある時期に行うために、任命から二週間後くらいに行うようにした。このときに調停の雰囲気を味わってもらうために、希望者には調停を見学してもらっている。また、調停協会主催の研修も行っているが、参加者が少なく、固定化している。より参加者を増やすために、以前は研修テーマだけで開催案内をしていたが、問題も開催案内と一緒に送るようにしたところ、研修の内容が見えるためか、少し参加者が増えた。

広島地裁

各種研修制度の分類について、研修担当の調停委員は、必ずしも認識しておらず、各庁の自主研修が行われているか否かについても、あまり認識がないと思う。裁判所の研修と調停協会の研修の相互の関連性を考えながら計画することは難しいが、仙台の話を聞き、総合的な形で、裁判所と話しながら研修の企画をした方がよいのではないかと思った。

鳥取地裁

鳥取では民事の自主研修は行っていない。調停協会主催の研修は、講義形式で行っている。家事ではテレビ会議を利用して自主研修を行っているが、距離が開いているところで費用の問題もあるので、テレビ会議を利用した研修を民事でも検討した方がよいと思う。

長野地裁

長野では、先週の金曜日に、調停委員約380名のうち180名くらい参加して、管内

研修を行った。この研修は、協会のセレモニーが約20分、所長の講話が30分、その後3時間はケース研究の模擬調停等ということで、家事と民事に分かれて模擬調停を行い、テーマ設定して議論し、発表して、最後に所長や支部長が講評をするというものである。それぞれの支部が毎年交代で担当し、毎年場所を変えながら、行っているものである。そして、先週民事では、職場のパワハラ等について、実際の案件をアレンジした形で発表していただいた。今回は別の講演があったため議論はしなかったが、通常7、8人で議論すると、視野が広くなり大変有効である。毎年持ち回りで担当するので、参加者が自然に増えていくという利点もある。調停委員の大体50%が参加しており、その参加者はある程度決まっているが、この研修は裁判所と相談してテーマ設定をしており、内容も十分検討しているものなので、今後は記録として残そうと考えている。それを3、4年で冊子にし、中堅調停委員のために役に立てようと思っている。研修会の参加者を増やす一つの方法としては、懇親会で親睦を深めることから参加してもらい、研修に誘導するという方法もあると思っている。

【民事局第二課長】

最高裁に対する御要望があれば承りたい。

宮崎家裁

小規模庁では、オリジナルの研修が難しいので、最高裁からのケース研究の情報提供はこれからも継続して行ってほしい。

鳥取地裁

民事はOJTが事件数の減少によって難しいので、模擬調停等の研修が必要だが、民事は様々な事件があるので、裁判所から模擬調停やケース研究的なものを提供いただきたい。

東京地裁

東京では、模擬調停の教材の作成にかなり力を入れており、全国調停委員大会で発表し、そのDVDも全部残っているはずである。調停委員としての注意点等を脚本の中に入れてるので、取り寄せの希望がある場合には御連絡いただきたい。

【民事局第二課長】

最後に、特段の御意見があれば御発言いただきたい。

釧路地裁

民事調停事件の減少の中で、民事調停のメリットだけでなく、デメリットをもう少し認識した方が良いと思う。例えば、民事調停事件数は、弁護士の数が増えるのと反比例して

減っているが、弁護士は基本的に依頼人の代理人なので、互譲を基本にする調停を弁護士があえて選ばないということが、調停事件の減少に関わっているのではないかと私は思っている。この点について、弁護士有資格の調停委員の方に、御意見を伺いたい。

新潟地裁

若い弁護士が調停を使っていないというのは何年か前から問題になっている。そこで、ベテラン弁護士の何人かに聞いたところ、指導しているとは言われるが、司法修習のときに調停はあまり経験しておらず、そういう意味でなじみがない。そこで、若手弁護士を対象にした調停のPRの研修会を、来年くらいにやろうと弁護士会に持ちかけており、準備をしているところである。

福岡地裁

福岡では11月末に、弁護士会から100名程度集まって、調停委員との協議会を開くことにしている。10月に弁護士会から、新たに9名調停委員が任命されたということもあり、調停に対する理解が意外に弁護士に広がっている。また、この一年間調停のメリットを伝え続けたせいか、徐々に若手弁護士にも広まりつつある。弁護士会との協議会は、少人数では年に3回ずつ行っていたが、100名を超える規模では初めてである。調停のデメリットではなく、調停の良さをPRして事件数を増やし、逆に調停のデメリットをなくしていきたいと考えている。

岐阜家裁

岐阜では今年2月に、調停委員と弁護士との意見交換会を行った。その席で民事調停の減少理由について、様々な意見が出た。中堅の弁護士からは、訴訟と調停の選択基準についていろいろな意見があったが、それに対して、若手弁護士は、参加者自体少なかったが、勉強になりましたという言い方をしていた。やはり若手弁護士が調停を見る機会が少なく、民事調停のことを知らないということが大きいのではないかと思っている。今後も、民事調停を紹介できる企画を行いたい。

和歌山家裁

和歌山でも弁護士と調停委員との意見交換会を行っているが、その前に調停委員にアンケートをとったところ、かなり弁護士に対して辛辣な意見が出た。調停期日の直前になって書面が出てくるとか、時間に遅れてきたとか、十分な理解、協議ができていないのではないかというものだが、一方で、弁護士が入った分だけ解決が早くなかったとか、依頼者に対して説得をしてくれるので解決が早くなったとかのメリットもあると思う。民事調停事件が減っている理由として、先ほどデメリットで弁護士が制度を十分理解をしていないのではないかというものがあったが、私は弁護士だが、調停はかなりフレキシブルな解決が

可能なので、ものすごくメリットがあると思っている。今回の意見交換会の中でも、特に若手弁護士に対して、調停の良さをアピールしていこうと思っている。また、和歌山では、来年2月に、模擬調停をやることになり、今その準備中である。行政や、各所の団体、一般の市民の相談窓口になっているようなところに、参加を呼び掛けるため、調停委員が70箇所ほど回ろうということになっている。このように和歌山では、模擬調停をやって、相談窓口になっているところへ声を掛け、もっと民事調停を増やしていこうと思っている。

【民事局第二課長】

最後に話題になった調停を知ってもらうためにといったことに関連して、民事局から情報提供をしたい。先ほど調停のデメリットも検討すべきという御指摘も受けたところではあるが、調停のメリットの方をアピールするためのものを、最高裁で作成し、ウェブサイトに掲載している。新着情報欄の平成31年1月に掲載しているので、御利用いただきたい。

【民事局長補足説明要旨】

本日のテーマは研修であり、OJTと各種研修について協議していただき、研修の進め方については、いくつか非常に参考になる話が伺えた。調停委員任せにせず、裁判所が積極的に協力をし、共に研修を作っていくという考え方での取組は、非常に効果が高いということが印象に残った。よく肝に銘じて今後の参考にしたいと思う。

本日の直接のテーマではなかったが、最後の部分も貴重な問題提起をいただき、多数の弁護士有資格の調停委員の方々からも御説明をいただいた。特に若手弁護士にどのように制度を理解していただくかという面で、様々な取組が始まっているということも分かり、今後こうした地道な取組によって、制度の理解が広まるようになるのではないかと思ったところである。

本日の協議結果を各庁に持ち帰っていただき、御参考にしていただくようお願いしたい。

2 家事調停関係

(協議問題)

家事調停においては、家事事件手続法の趣旨を踏まえ、納得性、信頼性を得ながら、実効性のある合意形成に向けた調停運営を行う必要があり、そのためには、適時適切な評議等を通じ、進行方針や当事者に対する働き掛けの方向性について、調停委員会として共通認識を持つことが肝要である。もっとも、その前提としては、当事者から紛争の実情について丁寧に事情を聴取することが重要である。

特に面会交流事件については、当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、更に主体となるべき子本人が調停の場に登場しない中、その意向や心情をどのように汲み取るか、各人を取り巻く状況がどうかなど、事情聴取の困難性が高く、その在り方を検討すること

が求められる。

また、面会交流事件については、多くの場合家裁調査官が関与し、調停委員会と連携する必要があるため、裁判官、家裁調査官、調停委員のそれぞれが事情聴取の在り方や役割分担について共通認識を持つ必要があり、各調停期日においてどのようなことを聴取するか、どのような役割を果たすかなどの課題を共有することも重要である。

そのような状況のもと、面会交流事件を題材として、以下のような観点から事情聴取における留意点や調停委員が果たすべき役割について協議を行いたい。

- (1) 面会交流事件において、当事者や子の心情や状況を把握する際に意識すべき点や留意すべき点は何か。また、意識すべき点や留意すべき点は、調停の段階に応じてどのように変化するか。
- (2) 面会交流事件の事情聴取に当たり、調停委員は、裁判官及び家裁調査官とどのように役割分担を行い、どのように連携することが望ましいか。

(出題理由)

面会交流事件は、主体となるべき子の意思や福祉が最優先されるべき事案であるにもかかわらず、実態として監護親・非監護親間の紛争の中で子が取り残され、親の主張の理由付けとして取り上げられるなどの様々な実情があり、解決が困難な事件の一つになっている。

このような状況のもと、面会交流事件において、調停委員による的確適切な事情聴取は大切であり、その内容を評議により裁判官や家裁調査官と共有し、連携を行うことは、事件解決に必要不可欠であると考えられる。

特に、調停初期の段階で当事者の心情に寄り添いつつ、面会交流を禁止・制限する事由があるのか、阻害する要因は何か、阻害要因を除去・軽減する方法はないかなどの事情聴取を丁寧に行い、実情を可能な限り把握すること、続行期日においては心情や主張の変化に配慮して、さらに事情聴取を行い、子の福祉に適う面会交流の実施に向けて、進行方針や、当事者が意識し、解決に向けて努力するような働き掛けの検討につなげることなどが重要である。大阪家裁本庁では、調停委員が、以下の①から③までのとおり、手続の段階ごとの聴取のポイント等に留意しているが、各庁における実情をお伺いしたい。

- ① 初回期日においては、当事者の心情を受け止めながら、監護親・非監護親と子の関係（現在及び同居時）、子の現在の状況（健康状態や通園・通学の状況、非監護親についての発言の有無等）、DVや心理的要因など面会交流禁止・制限事由に類する事実の確認、面会交流実施にあたっての当事者間の接触の難易度などの聴取に努めるとともに、「親ガイダンス」の受講の勧めを行い、
- ② 続行期日においては、「親ガイダンス」受講後の状況、調査官調査を実施した場合に当事者双方がその結果を受け入れるか、直接交流が難しい場合についての間接交流実施の可能性などを聴取、確認し、

③ 合意形成に向けて、面会交流開始時期・条件についての双方の希望の調整、第三者機関を使うことの要否、親族の支援を得られるかなどの聴取や提案を実行している。

また、調停委員の事情聴取場面における対応能力の更なる向上のため、大阪家裁本庁では以下の取組を行っているが、他庁での取組や工夫についてもお伺いしたい。

- ・「面会交流が課題となる調停の進行フローチャート」の作成及び配布
- ・適時適切な評議を通じて、面会交流の禁止・制限事由の有無の確認、家裁調査官の立会や各種調査の要否、試行面会交流実施の是非、当事者間での実施が難しい場合の第三者機関の活用、など裁判官の判断を経て、調停委員会として調停進行についての認識を共有すること。
- ・可能な限り調停期日終了時に「終わりの会」を実施し、当事者と調停委員会で、当事者からの聴取内容及び次回以降の課題の確認と共有を行うこと。
- ・調査官調査が実施された場合、調停委員がその内容を早急に確認し、事前評議による情報共有を行い、適切な当事者対応が行えるよう準備すること。
- ・調停委員の執務能力の向上や事情聴取力の強化に向けて、技法向上のためのロールプレイや臨床心理士・面会交流支援第三者機関の講師などを招聘した研修の実施

【出題理由の補足（要旨）】

大阪家裁

家事事件手続法の趣旨を踏まえた調停運営を行うためには、フロントにいる調停委員が丁寧に事情聴取を行い、さらに、適時適切な評議を通じて、調停委員会として進行方針を共有することが不可欠である。しかし、面会交流事件については、当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、加えて、主体となるべき子が不在のまま調停を進行させるといった特徴から、事情聴取の困難性が高いものといえる。また、家裁調査官が関与する場合も多く、裁判官、家裁調査官、調停委員の間で、各期日におけるテーマ、各人の役割分担等について共通認識を持つことも必要となる。

このような状況を踏まえ、事情聴取における留意点及び調停委員の果たすべき役割という観点から問題を出題した。大阪家裁においては、協議問題の出題理由にあるとおり、手続の段階ごとに聴取すべきポイント等を意識するとともに、調停委員の事情聴取場面における対応能力の更なる向上のための取組を行っているが、解決が困難と感じる事案も多い。本日は各庁の実情、取組等をお聴かせいただきたい。

【協議員の意見（要旨）】

【家庭局第二課長】

昨年の本協議会では、適時適切な評議及び評議を踏まえた調停運営の在り方に焦点を当てて御協議いただいた結果、調停の進行方針や当事者への働き掛けの方向性について、調

停委員会として共通認識を持つことの重要性が再確認された。本年は、適時適切な評議を通じて調停委員会として事案についての共通認識を形成し、的確な進行方針を策定する前提として、当事者からの事情聴取において意識すべき点や在り方等について御協議いただきたい。

協議問題の(1)では、面会交流事件において、当事者や子の心情等を把握する際に意識すべき点や留意すべき点は何か、また、それらは調停の進行によってどのように変化するかということが取り上げられている。まずは、事情聴取の際の留意点、それらの調停の段階に応じた変化を踏まえた取組等について、各庁の実情を御紹介いただきたい。

名古屋家裁

数年前までは、禁止制限事由がなければ面会交流を行うという考え方に基づいて調停を進めていたが、近時は具体的解決のために、明確な禁止制限事由に当たらなくても諸事情を考慮して会わせないという審判も出ている状況にある。そこで、初回期日では、面会交流の禁止制限事由の存在がうかがわれるかどうかだけでなく、当事者の感情的対立が激しい事案か等について早急に見極めることを念頭に置き、事情聴取を行っている。

事情聴取の際は、別居親が面会交流を求める真意、例えば離婚や婚姻費用の駆け引き材料になっていないか、本当に子のことを考えているか、相手方と復縁したい気持ちがあるのか等を把握しようとしている。

また、当庁では子の真意を把握する方法として、子の手続代理人ではなく調査官の調査を活用することにより、親から聞き出せない子の本音を引き出してもらっている。

大阪家裁が実施している「終わりの会」について、当事者が同席を拒否することが多く、実施したいが、現実には難しい状況である。

裁判官とは、事後評議により当該事案の課題を共有するとともに、進行方針を検討している。

岐阜家裁

事情聴取の際に留意している事項としては、中立の立場で客観的事実を把握するという点であり、初回期日では、働き掛けよりもまずは事実関係から子の状況や子の心情を把握するよう努めている。

なお、本庁では、聴取事項を一覧化した評議支援メモを作成しており、これに基づいて聴取を行っている。このメモには、子の健康、発育、別居親との面会交流の状況等について、父母それぞれの説明を記載する欄がある。

また、上記メモとは別に、評議のタイミングシートというものがある。このシートには、どのような場合に評議をするのかが書かれており、評議の時機の検討に活用している。

宮崎家裁

事情聴取の際は、単に当事者の意向や心情を聴くだけではなく、なぜそのように至ったのかという背景事情も十分に聴くようにしている。多くは夫婦間の問題を引きずっているが、そのような場合には、夫婦間と子の問題を分けて考えるよう働き掛けている。また、現状を無視して、ずいぶんと前の出来事を強調して取り上げる当事者もいることから、時系列を意識して事情聴取をしている。

当事者に対しては、押し付けにならないよう、父も母も好きな子になってもらうためにはどうしたら良いか、という観点から働き掛けを行っている。また、初回期日の待ち時間に親ガイダンスを実施している。

神戸家裁

当庁では、①第2回期日まで、②中間段階、③最終段階と段階に応じた進行チェック表を作成している。

事情聴取の際には、同居中の別居親と子の関係はどうであったか、具体的エピソードを双方から聴いている。これにより、同居中の楽しい思い出を喚起し、子に意識を向けさせるよう試みている。その上で、父母と子が良い関係を継続させるにはこれからどうすべきか、と問い合わせている。

千葉家裁

当庁では、「家事調停のみちしるべ」という冊子を作成したが、その4部作目では面会交流を題材にして、対応に苦慮したケース等を掲載している。これを研修会で使用して勉強しつつ、OJTを通じて自己研さんを積んでいるが、非常に役立っている。

また、面会交流について説明する「可視化シート」というものを初回期日に当事者に見せながら調停を進めているが、これも効果的であると感じている。

このように、ツールの活用や、反省すべき事例を研修で学ぶことは有意義であると感じている。

長崎家裁

当事者に対しては、審判になれば裁判所が面会交流について決めることになるが、それで良いのか、本来は他人が決めることではないと働き掛けているが、面会交流事件の難しさを日々、実感している。

釧路家裁

同居親が再婚していたり、別居親から同居親への暴力があつたりした事案等において、面会交流を実施することが本当に子のために良いのか、調停委員として未だに心が揺れている。

宮崎家裁

子が大きくなって自分のルーツを知ったとき、同居親が別居親と会わせようとしたことを知ったらどう思うか、ということを念頭に置いている。子が別居親からも愛されていたことが分かるよう、別居親と子の間に空白の時間を作らないようにしたいと考えている。

【家庭局第二課長】

ここまで協議で、当事者からの事情聴取について、ツールも活用しつつ、目的意識を持って行っていただいていること及びその重要性が再確認された。

引き続き、協議問題の(2)として、事情聴取の場面において、裁判官及び調査官との役割分担をどうすべきかにつき、御意見を伺いたい。

旭川家裁

当事者に対しては、調査官からは専門的意見を述べてもらうと説明していることから、調査官が調停委員と同じように事情聴取をしてしまうと、当事者は調査官が専門家であるという意識が希薄になってしまふ。事情聴取は調停委員が行い、調査官からは専門家としての意見を述べてもらうこととし、もし調査官から当事者に質問する場合は事前に打ち合わせをする等の役割分担が必要だと感じている。

盛岡家裁

事情聴取においては、調査官は補足的に関わっている。

なお、当庁では、調査官が調停委員向けの冊子等のツールを提供してくれたり、親へのプログラム受講のタイミングについて相談を受けてくれたりしている。

また、調停の大きな方針については、裁判官も含めて評議している。

東京家裁

調停の進行途中で調査官の関与が必要と感じた際は、裁判官と評議した後、当番調査官を呼び、関与の要否について判断を仰いでいる。

調査官の調停の席上での関与具合は個人差があるが、調査官が動きやすい調停進行を意識している。また、子の反応の評価など、専門的なことは調査官に発言してもらうなど、役割を分担している。

なお、親ガイダンスについて、面会交流が争点になりそうな事案においては初回期日で実施し、その日のうちに当事者から感想を聴いている。

横浜家裁

当庁川崎支部の取組を紹介すると、今年度からA4用紙27枚の紙芝居のようなものを

使用する面会交流ガイダンスを実施し始めた。このガイダンスは集団ではなく調査官が個別に期日間に実施しており、当事者からの質問にも調査官が答えるものである。調停委員は同ガイダンスには立ち会わないが、調査官からガイダンス結果等の引継を受け、調停を進行させている。

【家庭局第二課長】

各庁の御発言から、事情聴取の主体となるのは調停委員であり、調査官は専門的知見を踏まえて関与するという役割を担っていることが共有できたと思う。

関係職種との連携や役割分担について、ほかに工夫例等があれば御紹介いただきたい。

京都家裁

当庁では、フローチャートを活用して、調停の段階に応じた進行を図っている。

調査官との役割分担について、調査官の個性にもよるが、調査官が事情聴取に大きく関わっていることが多い。専門家である調査官が前面に出て事情聴取を行ってしまうと、調停委員としては遠慮がちになってしまふ。また、調停委員からみると、調査官がどういう観点から当事者に質問をしているのか分からぬことがある。調停委員としては、話しをまとめることを念頭においているが、調査官は審判をも意識して事情聴取をしているのかもしれない。

広島家裁

子が別居親と会いたがらない要因の把握は難しいため、調査官にお願いする場面もある。

大阪家裁

調査官が期日に立会している場合の役割分担について、主として進行は調停委員が担い、調査官は当事者からの聴取内容を復唱しつつ、専門的知見を述べていたことがあった。時間において立場を変えて復唱することで、主張内容がクリアになり、当事者にとって納得感があったようだ。この役割分担はとても良いものと感じている。

和歌山家裁

事情聴取においては、当事者の反応をどう理解し、受け止めればよいのか悩むこともある。調査官が立ち会っていない事件においても、アドバイスをもらえるような役割分担の形があるとありがたい。当庁では、裁判官や調査官とランチミーティングを開催し、ざっくばらんに話をする機会を設けているが、より裁判官や調査官と気軽に話をできる環境があると良い。

また、先ほど、千葉家裁の「調停のみちしるべ」や横浜家裁川崎支部のガイダンスの取組について御紹介いただいたが、他庁のツール等について、本協議会のような場でしか知

る機会がない。最高裁で情報を集約して各庁に提供するなど、各庁のツールの共有について考えていただきたい。

宮崎家裁

当庁では、当事者の同席が難しく「終わりの会」の実施には至っていないが、ホワイトボードを活用している。当事者の主張が一目瞭然であり、当事者にとっては耳で聴くだけよりも目で見ることで印象に残るようである。良い工夫例であると思うので共有する。

【家庭局第二課長】

本日は、面会交流事件を題材に事情聴取の在り方について協議していただいたが、目的意識を持って、他職種との役割分担を意識しつつ事情聴取を行うべきということは、他の事件類型においても異なるところではないと思われる。

また、家庭局から各庁への情報提供について、現在は家事調停委員の研修会等における各庁の教材の集約及び情報提供をしているところであるが、その他の情報の提供についても検討したい。

【家庭局長補足説明要旨】

本日の協議は、民事調停についても、家事調停についても、角度を変え適切な調停運営の在り方について考えるものである。

面会交流事件は法を適用して一義的に答えが出る性質のものではなく、遺産分割事件とは別の難しさがある。裁判官も調査官も一義的な答えを持ってはいない。関係職種が連携し、それぞれの職種の強みを活かして力を合わせることで解決ができるものである。

本日の協議では、事情聴取において、中立の立場から具体的、客観的に事実を把握することを通じて、子に目を向けさせるとのお話があった。事情聴取が事件解決の要となっていることの表れであると思う。調査官との役割分担について、例えば、調査官は中立の第三者として子から意見を聞くことで、当事者の目を子に向けさせることができる。各職種の具体的役割を関係職種間で共有した上で、戦略的に役割分担をしていくことが重要であり、それにより、各人が当事者と効果的な関わり方ができるものと考えている。

各庁のツールの共有については、家庭局としてできることを検討したい。

御出席の皆様には、本日の協議結果を各庁に持ち帰り、共有し、活用していただきたい。